

第三者評価結果

事業所名：にじいろ保育園品濃町

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
A-1-(1)-① 【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a

<コメント>

- ・全体的な計画は、法律や行政・本社の指針や理念を基に本社より原案が発信され、カリキュラム会議にて園内で話し合い、子どもの発達、地域性や園の環境、コロナ禍での配慮事項などを踏まえて作成している。
- ・全体的な計画には保育理念・保育方針・保育目標のほかに学年ごとの目標が明記され、各学年の成長発達に応じた計画になっている。計画の作成にあたっては園長・主任が中心となって立案し、パート職員を含め全職員に周知している。
- ・計画書は各クラスの保育月案にもファイリングし、クラスの月案の作成や評価をする際に参照するようにしている。
- ・毎年自己評価を行い「今年度の自己評価」欄に記載し、次期に生かせるよう本社へ報告している。

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
A-1-(2)-① 【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a

<コメント>

- ・事務所および各クラスに温湿度計を設置し、適切な室温・湿度になるよう調節している。夏季は環境温度計を園庭に設置してWBGT値の確認を行い、値が高い日には園外の活動を控えるなどの配慮をしている。
- ・衛生に関するマニュアルや手順書を整備し、環境・備品・保育物品などの衛生管理に努めている。
- ・家具は木材を使用した温かい雰囲気のものであり、ロッカーやおもちゃ棚、本棚などの配置を工夫し、コーナーごとに遊びが展開出来るようにしている。ベンチや置き畳、マットなどを利用し、子どもが自由に座ったり寝転がったりして過ごせるよう工夫している。
- ・おやつや給食の際にはテーブルの配置を変え、気持ちを切り替えて食べられるよう配慮している。
- ・高さの低い手洗い場やトイレを完備しており、子どもが使いやすいようになっており、1日3回決められた時間に清掃・衛生チェックを実施して衛生管理に努めている。

A-1-(2)-② 【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
---	---

<コメント>

- ・入園時に保護者が記入した調査票をもとに子どもの養育環境を把握するとともに、入園児面談や年2回の個人面談、気になる事があった時などに保護者と対話し、現在の子どもが置かれている環境を把握できるよう努めている。
- ・子どもが保育者を「自分を受け入れてくれる存在」として認識できるよう、月齢・年齢の発達段階に応じたの関わりに努めており、優しく穏やかに子どもと接し、分かりやすい言葉を用いていること、スキンシップをよくとり、訴えられない子どもの気持ちも汲み取ることを心掛けている。子どもが何かを表現した時には、隠された訴えがないかも考え、接するように努めている。
- ・命令するような言葉かけはせず、子どもの気持ちを受け止めてから導くように援助している。

A-1-(2)-③ 【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	a
---	---

<コメント>

- ・月齢・年齢の発達段階に応じて基本的な生活習慣が身につくよう、クラス毎の月案・週案などで計画を立て援助しており、自分でやる事を嫌がる子どもには、強要するのではなく子ども自身が興味を持って楽しみながら出来るよう、声かけを工夫している。靴箱やロッカーに個人マークを示し、自分の場所がわかり片付けなどがしやすい工夫も行っている。
- ・電子連絡帳や、朝夕の受け渡し時にコミュニケーションをとる事で子どもの出来る範囲を知り、家庭の方針も取り入れながら生活習慣が身につくように援助している。
- ・5歳児は、小学校の生活を意識しながら身支度・片付け・清潔の保持・就寝起床などを自分で先を見越しながら行っていくよう指導している。

<p>A-1-(2)-④ 【A5】 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a
<p><コメント></p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・おもちゃ箱におもちゃの写真を貼って、強制するのではなく楽しみながら片付けられるようにしたり、遊び方を限定せず自由な発想で遊びが展開できるよう計画し、関わるようにしている。 ・感染症対策で外部講師による体操教室は中止しているが、園長の指導でリズム遊びをしたり、園長が保育士らに園内研修でリズム遊びや体育指導の仕方を教えたりして、体を動かす遊びを積極的に取り入れている。 ・大勢が集まる運動会も中止せず、クラス毎に複数回に分けて企画し、保護者に見せる事を楽しみにしながら体育活動が出来るようにするなど、コロナ禍においても実施方法に工夫を行っている。 ・天候が良い日は毎日散歩に出かけているほか、園庭を整備して砂場で遊んだり駆け回ったり出来るようにしている。 ・戸外散歩で近隣の方に挨拶をしたり、交通ルールを守るなど、ふれあい・礼儀・ルール等を伝え、集団生活の中でルールや役割を楽しみながら身につけられるような遊びや体験（ゲーム・遊びや行事の企画等）も多く提供している。 	
<p>A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント></p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・0歳児専用の保育室があり、這ったり寝転がったりできる量の場所・つかまり歩きが出来る場所・清潔に飲食が出来る床の場所・落ち着いておむつ替えが出来るパーテーションで区切られた場所等、乳児が過ごしやすい場となっている。おもちゃ棚の配置を工夫し、低月齢の児でも見やすく手に取りやすいようにしている。 ・対数以上に保育士を配置し、一人ひとり違う生活リズムにも対応できるようにしており、乳児を泣いたままにはせず、必ず優しく声をかけながら接するように努めている。月齢に応じて1歳児クラスとも協力し一緒に活動できるようにするなどの配慮もしている。 ・「全体的な計画」「保育月案」「個別月案」で、一人ひとりの月齢に合わせた計画を立てて保育を行っている。 ・入園前の面談は個別に綿密に行い、入園後も園長・保育士・栄養士・看護師が保護者と直接会話する機会を頻回に持ち、電子連絡帳以外にも子どもや家庭の様子を詳しく把握できるように取り組んでいる。 	
<p>A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント></p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・年齢・月齢ごとの発達をふまえて個別に保育計画を立て、自分でしようという気持ちや興味を持った探索活動、みたく・つもり遊び、友だちとの遊び等が充分に行えるように援助している。 ・子どもの「やってほしい」「やってみたい」という気持ちを押さえつけることなく、ゆとりをもって子どもと接するよう心がけており、子供が身の回りの物や友達に関心を持ち、自分から基本的な生活習慣の実施や遊びが出来るように援助している。 ・コロナ禍のため地域の交流事業（2歳児交流）や地域のボランティアの方等との交流は中止しているが、園内で年長児に世話をしてもらったり、他のクラスの子どもと一緒に遊ぶ機会を設けている。 ・子ども同士の関わりは見守りと仲立ちを使い分け、人に対する感情の発達を促している。 ・電子連絡帳や対話を通して保護者と連携し、躰や基本的な生活習慣の体得を家庭と園で一貫出来るように情報の共有に取り組んでいる。 	
<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント></p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・3歳児はゲーム遊び・ごっこ遊び・イメージ遊び・体を動かした遊びを多く取り入れ、社会性やイメージ力が育つよう、保育士と一緒に遊ぼうようにしている。 ・4歳児では友だちと意見を言い合ったり、思いやりの気持ちが持てるよう保育士が仲立ちをしたり、目的をもった行動が出来るよう援助している。 ・5歳児はグループを作って話し合いや企画立案をしたり（お楽しみ会の給食のメニュー）、目標に向かって友達同士で頑張って取り組んだり出来るよう援助している。5歳児の後半は小学校への接続に向け「アプローチカリキュラム」に沿って、学びの自立・生活上の自立・精神的な自立が確立できるよう指導している。 ・「保育所児童重要録」を作成し、就学先のすべての小学校へ園児の引継ぎを行い、保護者に向けては声をかけ就学前の不安や質問等に応じている。 ・感染症状況に応じて卒園式に地域の民生委員らを招くことも予定しており、就学後も見守ってもらえるよう依頼している。 	
<p>A-1-(2)-⑧ 【A9】 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント></p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・玄関前のスロープ・園庭と保育室の床のバリアフリー・身障者用トイレ・エレベーターがあり、身体障害を持つ園児や保護者、地域の方に対応出来るようになっている。 ・通常の保育月案・週案・日誌の他に個別月案・週案・日誌を作成し、個別に評価をする仕組みがあり、子どもの障害の種類や対応の方法を、カリキュラム会議やミーティングで共有している。クラスにおいては、障害を持つ子どもが他児と一緒に遊べるよう、子どもに合わせた援助に取り組んでいる。 ・本社の臨床心理士の訪問相談や地域療育センターの巡回相談を活用する仕組みがあり、療育関係の情報や書類はファイルにまとめ、必要時に活用出来るようになっている。療育センターや通所施設と連携して保護者へパンフレットを提供したり、子どもの障害の心配について相談を受けている。 ・園長は職員研修計画を立て、保育士に障害児保育のキャリアアップ研修を受講を促している。 	

<p>【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
--	---

<コメント>

- ・椅子とテーブルだけではなく置き畳・マット・ゴザ等を使い、遊び・食事・着替え・排泄・睡眠等の生活の流れに沿って、子どもが長時間ゆったりと過ごせるよう配慮している。
- ・集団生活の中においても他児と離れたスペースを作ったり、可能な限り保育者と1対1で過ごしたりと、一人ひとりの体調やリズムに合わせて無理なく過ごせるよう工夫している。
- ・延長保育の際には夕補食・夕食を提供があり、延長保育や夕食の提供は期日までに申し込みがなくても調整し、可能な限り受け入れる体制としている。
- ・各クラスの「クラス伝達表」に一人ひとりの状況を書き入れ、特定の担当保育士以外でも保育や受け渡しがスムーズにできるよう工夫している。電子連絡帳は、園長・主任・看護師も毎日全員分チェックして子どもの日頃の様子を知ると共に、保護者からの問いや不安等に対応できるように努めている。

<p>【A11】 A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	a
--	---

<コメント>

- ・「全体的な計画」の中に「小学校就学に向けての期待を持つ」という学年目標と、「小学校への円滑な接続・継続」についての目標が定められており、更に「アプローチカリキュラム」で就学に向けての具体的な活動や配慮、家庭との連携等を計画し、実施に取り組んでいる。
- ・5歳児交流の一環として近隣の小学校を訪問し、1年生との交流や小学生の体験などを行っている。コロナ禍のためは訪問は中止となったが、小学校から手作りのプレゼントを頂いたり、手紙のやり取りをするなどの交流を行うことができています。
- ・横浜市の書式を使用し、園長の指導の下、担当が責任を持ち「保育所児童要録」を作成し、近隣の小学校は訪問による要録引継ぎを、遠方の小学校は電話による引継ぎを行い、要録を渡している。
- ・「幼保小接続期研修会」「幼保小交流事業担当者かい」等に参加し、小学校との連携を図る機会を設けている。

<p>A-1-(3) 健康管理</p>	<p>第三者評価結果</p>
---------------------	----------------

<p>【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	a
---	---

<コメント>

- ・全園共通の保健マニュアルがあり、常駐の看護師が中心となり子どもの健康管理や衛生管理を行っている。看護師によるクラスの巡回を実施しており、健康観察、ケガなどの個別対応も行っている。
- ・子どもの怪我やトラブルは園長・看護師に報告し、本社へ報告の必要がないような小さなケースでもアクシデントレポートに記載し、保護者へどのように伝えたか、保護者の反応はどうだったか、どうすべきだったかも含めて状況の振り返りを行なう体制を整えている。
- ・「保健年間計画」を立案し、看護師はそれに沿って保健行事・職員教育・保護者支援を行っている。
- ・SIDSについては職員教育を行うと共に、マニュアルを各クラスに掲示しており、SIDSチェックはマニュアルに従って決められた時間ごとに行っているが、体調不良時や水遊び後などは更に注意して観察を行うように努めている。保護者に対しては入園時にSIDSについての説明をする他、ほけんだよりやクラスへのポスター掲示でアピールしている。

<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	a
--	---

<コメント>

- ・嘱託医による健康診断・歯科健診を各年2回行い、本社への報告と結果を一覧にして全職員への周知を行っており、健康診断の結果問題がある場合は保護者へ受診を促し、結果を共有すると共に、必要時に保育計画に取り入れている。嘱託医との連携もとれており、電話での相談にも対応してもらうことができています。
- ・歯科健診の結果は行政への報告も行い、歯科健診事業に参画している。健診結果は個々の「けんこうのきろく」に記載し、保護者へ伝え、問題がある場合などは個別に面談し相談を受けるようにしている。

<p>【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	a
---	---

<コメント>

- ・アレルギー児に対しては、ガイドラインに従い、医師の記載した「アレルギー疾患生活管理指導表」の内容を遵守して対応している。その他の疾患についても、医師の指導書や意見書に従い対応する体制を整えている。
- ・看護師が主体となって保護者より疾患の状況を定期的に確認し、保育士・栄養士と連携を取り対応している。
- ・給食の際には「アレルギー食提供における1日の流れフロー」に沿い、アレルギー食の受け渡し時や提供時の手順を徹底している。
- ・アレルギー児には専用のテーブルを使用し、食事介助は1対1で行っているが、アレルギー児が疎外感を感じたり差別を受けたりする事がないよう、職員の態度や声かけに注意している。
- ・保護者からの疑問や質問への対応や、アレルギー症状出現時の対応について、栄養士や看護師による職員指導を行っている。また、共通の嘔吐処理マニュアル、オリジナルの箇条書き手順書も作成し保育室とトイレ、事務所にセットしている。

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
<p>【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育の計画書（全体的な計画・月案）には食育の欄があり、毎月見直し、計画を立てている。 ・食事と生活の場が同じになるため、給食の際には室内のレイアウトを変え、感染予防をしながらも楽しい雰囲気で作られるよう配慮している。 ・乳児クラスの食器は持ち手付きや小さいサイズの物を使用し、幼児クラスでは箸や少し大きい茶わん等を使用、食べる量や食べる順番、種類は無理強いせず、量を減らしたり、優しい声掛けや促しで、自分からすすんで食べられるよう援助している。 ・栄養士が中心となり食育年間実施計画を立て、行事食の提供・幼児クラスの野菜の栽培・乳児クラスへの野菜見せ・幼児クラスのクッキング（コロナ禍では中止したが12月より開始予定）等を行っている。 ・年長児へは、子どもが栄養についても楽しく興味を持てるように、栄養士指導による「三色栄養のお話し」を行っている。 ・保護者とも連携を取り、家庭の様子と園の様子を伝え合って食事への不安が減るような関わり方をしている。 	
<p>【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p>	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園医・看護師・栄養士が連携して子どものSD曲線を把握し、身体的発達に問題がある場合は栄養価の検討や評価をしている。 ・全園共通の献立を使用し、離乳食から幼児食まで、月齢・年齢に合った食事を提供しており、季節の食材を使用したり郷土料理を取り入れたり、園行事ではオリジナルメニューや子どもの希望を取り入れたメニューで楽しめるように工夫している。 ・保護者と連携して一人ひとりの食事の傾向を把握すると共に、給食記録日誌・検食日誌に毎日の喫食の状態や検食の結果を記録している。 ・栄養士は積極的に喫食中のクラスを訪問し、実際に離乳食の食事介助をして咀嚼や嚥下の様子を確認したり、子どもに食事の感想を聞いたりしている。また、給食会議では職員同士が喫食の様子やメニューの感想を出し合って、栄養士は月後半の味付けや調理法を工夫するなど改善につなげている。 ・衛生点検表を毎日記載し、園長が確認後押印している。 	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
<p>【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子連絡帳で家庭からの連絡や相談を受け、相談への回答や子どもの園での詳細な様子を伝えており、電子連絡帳は担当保育士だけでなく園長・主任・看護師らも毎日確認し、必要時は担任と連携を取って保護者のサポートができるように努めている。 ・園だより・クラスだより・給食だより・保健だよりで月毎の具体的な計画をわかりやすく伝えている。 ・行事の際には園内に写真やコメントを掲示し、保護者へ声掛けをして子どもが出来た事や頑張ったことを伝えて成長を共有できるように取り組んでいる。 ・年2回個人面談を行い、保護者への伝達事項、保護者からの要望・苦情・相談、考察を記録票に記録している。また、必要時には育児相談を行い、家族構成（家庭の状況）、主訴（相談内容）、助言・対応を記録票に記録している。 	

A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
<p>【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎日の挨拶や声かけを欠かさずに行い、可能な限り対話を多くするように努めており、子どもの様子は決まった言葉かけだけではなく、短い時間の中でも具体的に伝えることを心掛けている。 ・個人面談や育児相談は決められた期間以外にも常時対応可能としており、就活や転職、転居、家庭環境の変化など、保護者個人の相談にも応じ、保育士のスキルを活用しながら専門職も相談に応じている。子育てに関する細かな相談は園長、主任が主に対応しているが、さらに全体の相談対応スキルの向上を課題としている。 ・電子連絡帳や口頭での相談に対応する際、保育士はいつでも園長・主任へ相談し、助言が受けられる体制となっている。 	

<p>【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。</p>	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもに身体的・精神的な変化がないか、綿密に観察しており、送り迎えの際の保護者とのやり取りにも注意して確認するように努めている。毎日のオムツ交換や着替え、毎月の身体計測などの際に、体にあざがないかなど観察している。 ・虐待が疑われるような兆候があった場合には直ちに職員ミーティングを開き、全職員が虐待への理解が出来るよう情報を共有して更に綿密に観察することを周知している。保護者だけではなく、職員が保育中に乱暴な声掛けや乱雑な扱いをしていないか、人権を侵害するようなことはしていないか園長・主任が中心となりチェックを行っている。 ・虐待（の疑い）を発見した際は「虐待ケース票」に記載し、その他時系列での記録などと共に保管している。虐待の対応は本社の「虐待対応フロー」を活用し、こども家庭課・児童相談所・民生委員・児童委員・警察署へ相談・連絡出来るよう手順を整えている。 	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
<p>【A20】 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎日の保育の反省や疑問・質問などを記載した「研修ノート」という大学ノートを園長とやり取りし、各自の保育の振り返りや学習を行っている。 ・月1回保育の自己評価を「セルフチェック表」に記入し、園長が各自にコメントしている。年1回各自が携帯している「にじいろの保育」へ評価を記入し、職員会議で共有した後「保育所の自己評価」を作成し、保護者へ公開している。 ・園内研修で「研修ノート」の内容を発表しあったり、「にじいろの保育」の内容を学んでいる。自己評価で改善したい点はリーダー会議・クラスリーダー会議・職員会議で話し合い、次回の保育計画や事業計画に活用している。 ・パート職員や派遣職員も声をかけやすいように報告ノートを用意し、相談になどにもれるようにしている。 	